

651.1

12-6  
NO P

2. 「森林資源に関する基本計画」な  
らびに「重要な林産物の需要及び  
供給に関する長期の見通し」

昭和41年4月1日閣議決定

農 林 省

林野資料館

## 目 次

閣 議 (請 議 および 指令) .....	1
森林資源に関する基本計画 (昭和 4 1 年 4 月 1 日閣議決定) .....	3
森林資源に関する基本計画参考資料 (閣議資料)	
森林資源の整備の目標 .....	15
重要な林産物の需要および供給に関する長期の見通し (昭和 4 1 年 4 月 1 日閣議決定) .....	17
林政審議会 (諮問および答申) .....	24
参 考 資 料	
(1) 森林資源に関する基本計画の計画事項一覧表 .....	26
(2) 参 照 条 文 .....	28

内閣総第 53 号

昭和 41 年 4 月 1 日

内閣総理大臣 佐藤 栄作 殿

内閣総理大臣 佐藤 栄作 閣

指 令

昭和 41 年 3 月 30 日総審第 108 号

「森林資源に関する基本計画」案ならびに「重要な林産物の需要  
及び供給に関する長期の見通し」案について請議のとおり。

総 察 第 1 0 8 号

昭和41年3月30日

内閣総理大臣 殿

内閣総理大臣 閣

「森林資源に関する基本計画」案ならびに「重要な林産物の需要  
及び供給に関する長期の見通し」案について

標記について、別紙のとおり閣議を求めます。

(別紙略)

## 森林資源に関する基本計画

昭和41年4月1日

閣 議 決 定

森林資源に関する基本計画（以下「資源基本計画」という。）は、林業基本法第10条第1項の規定により策定するものである。

## 目 次

I 基本方針	7
(1) 森林資源充実の要請	7
(2) 資源基本計画の大綱	8
II 計画事項	8
(1) 計画の前提	8
(2) 指向する森林資源および目標とする森林資源	9
(3) 計画達成の方法および進捗	12
ア 林道整備の目標および進捗	12
イ 人工造林推進の目標および進捗	12
(4) 森林資源の推移と期待伐採量	13

## I 基本方針

### (1) 森林資源充実の要請

わが国の森林資源は、国土のおよそ68%を占める森林からなり、林産物の生産および国土保全その他の公益的機能を通じて、国民経済の発展と国民生活の向上に寄与している。

しかしながら、わが国の木材需要は、過去15年間に約2.6倍に増加し、昭和39年度には約7.00万㎥に達したのに対し、この間における国内からの供給は、約2.1倍に増加したにとどまり、外材の輸入が逐年増加してきた。

このことは、わが国の森林資源の現状が、いまだ林道の十分にいきわたらない森林が過半を占め、人工林の面積も人工造林が可能と目される林地のようやく半ばに達したに過ぎず、林地の生産力を高度に發揮しうるにはほど遠いことに起因している。

さらに、最近の林業の動向には、労働力の減少、労働賃金の上昇、木材価格の横ばい、薪炭需要の減少にともなう幼齡天然林の資源価値の低下等の現象が生じてきている。

このような現状にかんがみ、わが国の森林資源は、これを拡充整備することによつて、今後予想される国民経済の発展に即応するよう、その生産機能を高める必要に迫られている。

また、最近における産業施設等の拡大にともなつて、水源かん養のための資源および防災資源としての森林への依存度はますます高まり、レクリエーション需要の増大による保健休養資源としての森林の重要性も高まっている。

ところで、わが国の森林および林業を世界的視野においてみると、森林資源造成の自然的条件は、本来的には有利であると判断される。

すなわち、わが国の森林の大部分が位置する海洋性気候の温・暖帯は、

人工造林による森林の造成に適し、適切な森林施業による成長量の増大が期待できる。また、わが国の地形、森林土壌等の土地条件は、林業的利用に好適である。

したかつて、わが国の森林は、人工造林、林道開設等が十分に行なわれるならば、風土的には、林地の生産力を高めることができる恵まれた素地を有している。

一方、世界の森林資源のうち、わが国の木材需給に関連する地域（主として東南アジアならびにアラスカ、カナダおよび米本国の太平洋岸ならびにシベリアの極東地区）の莫大な森林資源の賦存量からみて、当面は外材輸入がとくに困難になる事態は生じないものと思われるので、わが国の森林資源の拡充整備の過程において、供給能力を上まわる木材需要については、外材の輸入によつて補うると見通されるものである。しかしながら、長期的にみれば、わが国に関係のある外材の需給圏における人口の増加、経済の発展、低開発地域の産業文化の興隆等により、これらの地域における木材の消費は増大の傾向にあり、わが国の木材需要を多量の外材によつてまかないつづけていくことは困難になるおそれが多分にある。

以上要するに、わが国の森林資源は、その増強を図る余地と条件を十分に有しているにもかかわらず、その整備が不十分なため、木材の生産機能はいまだ低い。今後もこのような状態のまま推移するならば、外材への依存度が増大する一方となつて、国内林業の不振を招来するおそれがあり、この結果は、長期的には、予想しうる世界的な木材需給のひつ迫の現象が生じた場合において、わが国の木材需給に重大な影響を与えることも考えられる。

したがつて、今後の国民経済の発展に即応して林業生産を増大するためには、森林資源を積極的に充実し、その機能を高度に導くことが肝要である。

## (2) 資源基本計画の大綱

前述の要請に基づき、森林資源を充実するにあつては、森林資源の利用、造成および保護に関する国の施策について、長期にわたる確固とした計画が必要である。

このような意義に基づく資源基本計画の大綱は次のとおりとする。

- ① 増大する木材需要に対応するよう、森林資源が最高度にその機能を発揮する状態を指向して、50年後に到達すべき森林資源の状態を目標とする。
- ② これを達成するために必要な森林資源の拡充整備に関する計画を定める。
- ③ 森林資源の拡充の成果として発揮される今後の適正な林産物の供給能力および維持増進される公益的機能を期待しつつ、昭和40年4月1日を始期とする今後50年間の森林資源の推移を明らかにする。

## Ⅱ 計画事項

### (1) 計画の前提

資源基本計画の策定にあつて、必要な基本的前提を次のとおり設定する。

- ① わが国の経済発展の基調は、著しい変動がないものとする。
- ② 林地面積は、おおむね現状のまま推移するものとする。
- ③ 林業技術は、おおむね現状程度の進度をもつて漸次向上するものとする。
- ④ 林産物とその他の物財との間の価格関係は、おおむね現状の均衡を保持し続けるものとする。

### (2) 指向する森林資源および目標とする森林資源

前述の前提条件のもとで、わが国の森林資源の生産機能が最高度に発揮される状態およびこれに到達する過程として目標とする50年後の森林資源の状態は、第1表のとおりである。

第1表 指向する森林資源および目標とする森林資源

区分	面積 (百万 ha.)					
	総数	人工林 <sup>①</sup>	天然立木林地	小計 <sup>②</sup>	除地その他	人工林率 <sup>①/②</sup>
森林資源の状態						
指向する最高度機能の状態	25.10	13.42	10.76	24.18	0.92	56%
50年後に目標とする状態	25.10	13.42	10.76	24.18	0.92	56%
現 状	25.10	7.66	16.52	24.18	0.92	32%

注、現状は、昭和40年4月1日現在とする。ただし、年間期待伐採

蓄 積 (百万 m <sup>3</sup> )						年間期待伐採量(百万 m <sup>3</sup> )		
総数	人工林 <sup>③</sup>	天然立木林地	小計 <sup>④</sup>	除地その他	人工林率 <sup>③/④</sup>	総数	針葉樹	広葉樹
3,034	2,190	842	3,032	2	72%	145	129	16
2,906	2,057	847	2,904	2	71%	133	119	14
1,892	548	1,342	1,890	2	30%	74	42	32

量は、37年度～39年度の3カ年平均の伐採実績である。



### (3) 計画達成の方法および進捗

森林資源が最高度にその生産機能を発揮するための主要な方策として、林道の整備および人工造林の推進をとりあげ、それぞれの目標および進捗を次のとおり定める。

#### ア 林道整備の目標および進捗

林道の整備拡充は、奥地林開発の促進、集約採材等による資源利用の高度化によつて林産物の国内供給能力の増加を旨とし、あわせて林業への就労条件の改善、造林費の節減その他林業の収益性の向上等によつて、林業所得の増大および地域社会の振興を期待するものである。

昭和40年度現在の林道延長は約71,300kmであり、自動車道等より500m以内の林地面積は、全森林面積の約38%に過ぎない。このため、遠距離かつ複雑な集材作業に起因する粗放な採材となる場合が多く、また、森林施業の合理化、就労条件の改善等を困難なものとしている。

このような現状にかんがみ、将来の集材の方法は、主として集材機、トラック等の機械に依存するものと考え、これによる最も合理的かつ経済的な施業を可能とする林道網を設定することとし、その総延長約183,000kmを林道整備の目標とする。このうち、既設の林道延長は約71,300kmであるので、今後開設を必要とする延長は約111,700kmである。この開設は林産物の国内供給能力が円滑かつすみやかに増大するよう、昭和65年度までに完了するものとする。

#### イ 人工造林推進の目標および進捗

人工造林は、蓄積および成長量の貧弱な天然林、未立木地等を人工林化して林地の生産力を高め、将来の林産物の供給能力および森林のもつ国土保全その他の公益的機能の向上に資するばかりでなく、積極的な森林施業およびそれから生ずる経済活動により、農山村経済の振興を期待するものである。

人工造林の対象地は、現存人工林（施業対象外の土地の人工林を除

く）および人工造林による土地生産力の増大が可能であり、かつ、林道が完備した状態において造林収益が期待できる地域とし、その面積を約1,340万haにすることを目標とする。このうち、既存の人工林面積は約770万haであるので、今後人工林化する必要のある天然林、未立木地等は約570万haである。この人工林化対象地における造林は、対象地から生ずる伐採跡地への造林面積および極力早期に植栽する必要がある未立木地への造林面積を勘案し、昭和60年度までに約500万ha、90年度までに全量を完了するものとする。

### (4) 森林資源の推移と期待伐採量

この計画の実施により、計画期間中における森林資源の構成は、第2表のとおり推移する。

蓄積は、50年後において現状の154%となり、指向する最高度の機能を発揮する状態の蓄積に対して96%に達する。また、年間期待伐採量は、50年後において昭和37年度～昭和39年度3カ年平均実績の179%となり、指向する最高度の機能を発揮する状態の期待伐採量に対して92%に達する。この蓄積および期待伐採量は、いずれも今後20年ないし30年の間に急速な増加を示すが、その後の増加量は次第に減する。

第2表 森林資源の推移

区分		年度	昭和 37~39 平均実績	40	50	60	70	80	90
		蓄積	(百万 $m^3$ ) 数		(2) 1,890	(2) 2,001	(2) 2,317	(2) 2,627	(2) 2,797
ha	( $m^3$ ) 当たり		7.8	8.3	9.6	10.9	11.6	12.0	
年間期待伐採量	(百万 $m^3$ ) 数	7.4		8.2	9.5	11.4	12.8	13.3	
	( $m^3$ ) ha 当たり	3.1		3.4	3.9	4.7	5.3	5.4	
	(%) 対蓄積比率	4.0		4.1	4.1	4.4	4.6	4.6	

注、(1) 各年度の数値は、蓄積については当該年度の4月1日現在の数値とし、年間期待伐採量については当該年度の数値とする。

(2) ( ) 書は、除地の蓄積で外書きである。

(3) ha 当たりの年間期待伐採量は、除地等を除く2,418万haで除したものである。

森林資源に関する基本計画参考資料(閣議資料)

森林資源の整備の目標

区分		年度	昭和40	60	90	指向する最高 度機能の状態	備考
面積 (百万ha)	総数		25.10	25.10	25.10	25.10	
	人工林		7.66	12.64	13.42	13.42	
	天然林 無立木地		16.52	11.54	10.76	10.76	
	除地その他		0.92	0.92	0.92	0.92	
林道延長(千km)			71.3	171.3	183.0	183.0	完了は65年度
蓄積(百万 $m^3$ )			1,892	2,319	2,906	3,034	
年間期待伐採量 (百万 $m^3$ )		昭和37 ~39年 度平均 実績 7.4		9.5	13.3	14.5	

注、(1) 本表の林道は、自動車道・軌道・車道であつて、牛馬道・築道は含まない。

(2) 面積・林道延長および蓄積の数値は、当該年度の4月1日現在のものとする。

重要な林産物の需要及び  
供給に関する長期の見通し

昭和41年4月1日

閣 議 決 定

重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し  
(以下「見通し」という。)は、林業基本法第10  
条第1項の規定により策定するものである。

## 目 次

I 見通しの性格	21
II 見通しの方法	21
(1) 需 要	21
(2) 供 給	21
III 見通しの結果	22

この見通しにおける重要な林産物の品目は、木材、木炭および薪とする。

見通しの対象とする期間は50年間とし、表示する数量は昭和50年度、60年度、70年度、80年度および90年度の各1年間のものとする。

## I 見通しの性格

需要に関する見通しは、過去の資料および予想される将来の経済指標から林産物の需要を予測するものである。

供給に関する見通しは、国内の森林資源が「森林資源に関する基本計画」に基づき計画的に充実された場合の供給能力を予測し、これと需要との開差は輸入によつて補われるものとする。

## II 見通しの方法

### (1) 需 要

木材については、昭和50年度は建築用材、包装用材、土木工事用材、家具・建具その他用材、パルプ用材、特殊用材および輸出用材に分け、それぞれ過去の木材需要量（木材チップ、輸入製材、輸入パルプ等を原木に換算して含める。）と国民総生産との関係から需要構造式を求め、これによつて需要量を推計する。60年度以降は用途区分を行わず、過去の木材需要の国民総生産弾性値の時系列推移によつて将来の弾性値を求め、これと経済成長率から需要量を推計する。

木炭および薪については、過去の需要量と国民総生産との関係から需要構造式を求め、これによる需要量の推計を主体として算定する。

### (2) 供 給

森林資源が計画的に充実されるとの前提のもとに、国内からの林産物の供給量を木材、木炭および薪で表わす。木材の需要に対する国内供給の不足は、外材によつて補われるものとする。

## Ⅱ 見通しの結果

需給見通しの結果は、表に示すとおりである。

木材需要量は、昭和37年度～39年度3カ年平均の約6,650万 $m^3$ から50年度には1億 $m^3$ に増大し、品目別では特に建築用材が、2,490万 $m^3$ から3,800万 $m^3$ に、パルプ用材が1,720万 $m^3$ から3,320万 $m^3$ に顕著に増大する。50年度以降は木材需要の国民総生産弾性値が逐次低下しながらも需要量は増加を続け、80年度には約1億4,600万 $m^3$ となつて現状の約2.2倍に達し、それ以降はおおむねこの需要水準で推移する。

木材の国内供給量は逐次増大し、昭和37年度～39年度3カ年平均の5,100万 $m^3$ から50年度には7,060万 $m^3$ 、90年度には1億3,200万 $m^3$ に達するが、当面20年間は供給の伸びが必要の伸びに及ばず需給開差が増大し、60年度には3,000万 $m^3$ に達する。60年度以降は開差は次第に縮小し、自給率を75%以上に保持することが可能となる。

木炭の需要は、昭和37年度～39年度3カ年平均の91万トンから、45年度は50万トン、50年度には43万トンに減少し、これ以降は、おおむねこの需要水準で推移する。

薪の需要は、昭和37～39年度3カ年平均の1,570万 $m^3$ から50年度の1,210万 $m^3$ となり、その後次第に減少しつつ90年度には700万 $m^3$ と現状の約45%になる。

林産物需給の推移表

区 分	年 度		昭 平 和 37 ? 39 續	50	60	70	80	90
	需 給							
木 材 (素材換算)  (百万 $m^3$ )	需 要 量	建 築 用 材	24.9	38.0				
		包 装 用 材	7.1	8.0				
		土 木 工 事 用 材	4.3	6.6				
		家 具 ・ 建 具 材 そ の 他 用 材	7.0	9.1				
		パ ル プ 用 材	17.2	33.2				
		特 殊 用 材	4.3	3.4				
		輸 出 用 材	1.7	1.7				
	計		66.5	100.0	120	136	146	146
	国 内 供 給 量		51.0	70.6	90	112	127	132
	輸 入 期 待 量		15.5	29.4	30	24	19	14
自 給 率		77%	71%	76%	82%	87%	90%	
木 炭 (万 t)	需 要 量 = 供 給 量	91	43	43	43	43	43	
薪 (百万 $m^3$ )	需 要 量 = 供 給 量	15.7	12.1	10	9	8	7	

41林審第11号  
昭和41年3月16日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

林政審議会会長 清井 正 殿

「森林資源に関する基本計画」(案)および「重要な林産物の  
需要及び供給に関する長期の見通し」(案)について(答申)

昭和41年3月16日付け諮問総第2号をもつて、諮問のあつた別添「森林資源に関する基本計画」(案)および「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」(案)について、下記のとおり答申する。

記

この諮問案は、おおむね妥当であると認められる。

なお、政府は、森林資源に関する基本計画を達成するため、所要の財政投融资を行なうことはもちろん、経営主体における森林の計画的施業の促進および外材輸入の適正円滑化にとくに留意すべきである。

(別添略)

諮問総第2号  
昭和41年3月16日

林政審議会 会長

清井 正 殿

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

林業基本法第10条第3項の規定に基づき、別添「森林資源に関する基本計画」(案)および「重要な林産物の需要および供給に関する長期の見通し」(案)に関して貴会の意見を求める。

(別添略)

参 考 資 料

(1) 森林資源に関する基本計画の計画事項一覧表

区 分		年 度		
		昭和 4 0	5 0	6 0
面 積 (百万 ha)	総 数	25.10	25.10	25.10
	人 工 林①	7.66	10.66	12.64
	天 然 林② 無立木地	16.52	13.52	11.54
	除地その他	0.92	0.92	0.92
	人 工 林 率 $\frac{①}{①+②}$	% 32	% 44	% 52
林 道 延 長 (千km)		71.3	129.1	171.3
蓄 積	実数(百万 m <sup>3</sup> )	1,892	2,003	2,319
	ha 当り(m <sup>3</sup> )	78	83	96
年 間 期 待 伐 採 量	実数(百万 m <sup>3</sup> )	37~39年度 平均実績 74	82	95
	ha 当り(m <sup>3</sup> )	3.1	3.4	3.9

注。(1) 本表の林道は、自動車道・軌道・車道であつて牛馬道・索道は

(2) 面積・林道延長および蓄積の数値は、当該年度の4月1日現在

7 0	8 0	9 0	指向する最高 度機能の状態	備 考
25.10	25.10	25.10	25.10	
13.25	13.39	13.42	13.42	
10.93	10.79	10.76	10.76	
0.92	0.92	0.92	0.92	
% 55	% 55	% 56	% 56	
183.0	183.0	183.0	183.0	完了は65年度
2,629	2,799	2,906	3,034	
109	116	120	121	
114	128	133	145	
4.7	5.3	5.4	6.0	

含まない。

のものとする。



## (2) 参 照 条 文

### ◎ 林業基本法（昭和39年法律第161号）抜すい

（森林資源に関する基本計画及び林産物の需給に関する長期の見通し）

- 第十条 政府は、森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通しをたて、これを公表しなければならない。
- 2 政府は、森林資源の状況、重要な林産物の需給事情その他の経済事情等の変動により必要があるときは、前項の基本計画及び長期の見通しを改定するものとする。

- 3 政府は、第一項の基本計画及び長期の見通しをたて、又はこれを改定するには、林政審議会の意見をきかなければならない。

（林業生産に関する施策）

第十一条 国は、林野の林業的利用の高度化を図るため、前条第一項の基本計画及び長期の見通しを参酌して、林道の開設その他林業生産の基盤の整備及び開発、優良種苗の確保、樹種又は林相の改良等の造林の推進、機械の導入等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、災害によつて林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てん等必要な施策を講ずるものとする。

### ◎ 森林法（昭和26年法律第249号、最終改正昭和41年法律第41号）抜すい

（全国森林計画）

第四条 農林大臣は、政令で定めるところにより、林業基本法（昭和39年法律第161号）第十条第一項の基本計画及び長期の見通しに即し、かつ、保安施設の整備の状況等を勘案して、全国の森林につき、五年ごとに、十年を一期とする全国森林計画をたてなければならない。

- 2 全国森林計画においては、左に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 森林の立木竹の伐採に関する事項
- 二 造林及び保育に関する事項
- 三 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項
- 四 保安施設に関する事項
- 五 その他必要な事項

- 3 農林大臣は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、全国森林計画を変更することができる。

- 4 農林大臣は、全国森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、中央森林審議会及び都道府県知事の意見を聞かなければならない。

- 5 農林大臣は、全国森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その概要を公表するとともに、当該計画（変更の場合にあつては、変更後の計画）を都道府県知事に通知しなければならない。